

こども文教委員会 令和3年11月30日・12月1日
こども家庭部 資料1番
所管 子育て支援課

第86号議案 大田区立共同利用施設条例の一部を改正する等の条例

1 改正理由

大森第四小学校内に放課後ひろばを開設することに伴い、大田区立共同利用施設内で実施している大森東四丁目センターの学童保育事業の受け入れを廃止（第1条改正）し、その後当該施設を廃止（第2条改正）するため、本条例を一部改正及び廃止する。

2 改正内容（案）

新旧対照表のとおり

3 施行予定年月日

第1条改正は令和3年12月29日から施行する。

第2条改正は令和4年4月1日から施行する。

大田区立共同利用施設条例（昭和59年条例第25号）新旧対照表（第1条改正）

新	旧
<p>○大田区立共同利用施設条例 昭和59年6月16日 条例第25号</p> <p>（施設）</p> <p>第3条 共同利用施設は、次の各号に掲げる事業を行うため、それに必要な施設を別表第2左欄のとおり設け、同表右欄の時間区分にしたがって使用する。</p> <p>（1） 区民の教養向上のための場の提供に関すること。</p> <p>（2） 学習及び保育の場の提供並びに幼児及び児童の健全育成に関すること。</p> <p>（3） 集会用施設の利用に関すること。</p> <p><u>（削除）</u></p> <p><b>（4） 前3号</b>に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業</p> <p>2 （略）</p> <p>付 則</p> <p>この条例は、令和3年12月29日から施行する。</p>	<p>○大田区立共同利用施設条例 昭和59年6月16日 条例第25号</p> <p>（施設）</p> <p>第3条 共同利用施設は、次の各号に掲げる事業を行うため、それに必要な施設を別表第2左欄のとおり設け、同表右欄の時間区分にしたがって使用する。</p> <p>（1） 区民の教養向上のための場の提供に関すること。</p> <p>（2） 学習及び保育の場の提供並びに幼児及び児童の健全育成に関すること。</p> <p>（3） 集会用施設の利用に関すること。</p> <p><u>（4） 大田区学童保育の実施等に関する条例（昭和60年条例第53号）の規定に基づく学童保育事業の実施に関すること。</u></p> <p><b>（5） 前各号</b>に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業</p> <p>2 （略）</p>

**【備考】**

第1条改正：令和3年12月29日付け 学童保育事業の廃止

第2条改正：令和4年4月1日付け 大田区立共同利用施設条例の廃止